

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針

令和2年3月12日

長野県

1. 現在の状況認識

- 国の専門家会議は、3月9日、「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないかとしつつ、「世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想される」との見解を示している。そうした中で、WHOは、本日、「パンデミック（世界的流行）」の状況にあると表明した。
- 一方、県内では、関係機関の連携・協力により、24時間の相談体制を整備し、必要な検査を確実に実施する中で、患者の早期発見、早期対応に努めてきた。その結果、2人の患者が発生したものの、現在までのところ、感染の拡大やクラスターの形成といった状況は見られない。
- 医学的見地からの見解も踏まえ、現時点でのとるべき対策の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、社会・経済へのインパクトを最小限にとどめることと考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による社会への中長期の影響を極小化する上では、引き続き、急速な感染拡大に進むか否かを分ける極めて重要な期間である。

2. 今後の対応方針

(1) 基本的な考え方

上記のような状況認識の下、当分の間、個人の感染予防対策のさらなる徹底に加え、①集団感染を防止すること、②重症化しやすい方を守ること、③今後流行期に入った場合に備えて体制を整えることを最重点として、可能な限りの対応をとるとともに、必要な体制の強化を進めることとする。

また、地域経済の動向を十分注視し、社会・経済に与える影響が最小限になるよう必要な対応をとることとする。

(2) 具体的な取組

ア 感染拡大防止対策の徹底

1) 県民等に対する正確な情報提供の強化・徹底

県民の皆様の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速正確な情報提供を実施

- ・ テレビやケーブルテレビを活用した積極的な広報の実施
- ・ 県ホームページにおける、グラフ等を用いたわかりやすい情報提供
- ・ 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

2) 感染確認のための検査体制の拡充

県内での感染拡大に備え、

- ・ 環境保全研究所の検査機器や応援体制の整備
- ・ 保険適用に対応し、民間検査機関の活用に向けた支援

3) 患者受入れ等の医療体制の充実

県内での感染拡大に備え、

- ・ 帰国者・接触者外来の拡充
- ・ 重症者に集中治療を行うことが可能な医療機関の確保
- ・ 感染症病床以外の入院病床を確保するため県内医療機関と調整
- ・ 医療機関へのマスクの優先配布（国の一括購入分の活用）

4) 県組織における感染拡大防止対策

- ・ テレワーク、時差出勤の推進
- ・ 県主催のイベント・行事について開催の必要性について検討

イ 社会・経済への影響の最小化の取組

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を受け、必要な補正予算を専決処分により速やかに対応する。今後、県民生活・県内経済への影響を十分注視しつつ、令和2年度当初予算執行において柔軟に必要な対策を講じるとともに、国の動向を見極めながら、補正予算など必要な対応を検討する。

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応

新型コロナウイルス感染症を対象に加える「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（3月14日施行見込み）に的確に対応。